

## 神戸市における後発医薬品の使用促進に関するQ & A

区分	項番	質問	回答
取組全体について	趣旨1	1 後発医薬品の使用促進に関して、生活保護法等の改正があったのか。	平成30年10月1日施行の生活保護法第34条第3項では、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき、後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品により給付を行うということが明記されました。
	趣旨2	2 国全体の取組ということであるが、国保や社保等でも原則として後発医薬品を使用する取組をしているのか。	後発医薬品の普及促進は国全体で進めているところですが、原則として使用する取組は生活保護のみです。なお、国保や社保等でも独自の取組を行っています。
	薬局における取組	3 薬局においては、どのような取組を行うのか？	①処方医の判断により後発医薬品の使用が可能な場合は、原則として後発医薬品の給付となったことを説明 ②患者の不安の訴え等から、処方医へ確認等を行い、先発医薬品を処方した理由を報告様式へ記入します。 ③報告様式は翌月20日までに、神戸市薬剤師会へ提出します。
	福祉事務所における取組	4 福祉事務所においては、どのような取組を行うのか。	福祉事務所は、法改正による後発医薬品の使用原則化について周知徹底を図るため、報告様式をもとに必要に応じて対象者への説明、働きかけを行います。
	取組対象者1	5 取組の対象者は、生活保護受給者すべてか。	医師が後発医薬品への変更を不可としていない処方せん又は一般名処方での処方せんを持参した生活保護受給者が対象となります。 医師がすべての処方薬について、後発医薬品への変更を不可とした場合は、本取組の対象外となります。
	取組対象者2	6 併用の患者も対象となるか。	調剤券を発行している生活保護受給者が対象となります。よって、社保併用の方や自立支援医療と生活保護を合わせて請求される方も対象となります。ただし、生活保護受給者であっても自立支援医療等の単独請求の場合は対象となりません。
	取組対象者3	7 中国残留邦人等支援法(25)の受給者も対象に含まれるか。	報告対象者として、中国残留邦人等支援法(25)の受給者は対象に含まれません。ただし、後発医薬品の使用原則化については、平成30年10月1日付の法改正にて生活保護法と同様に明記されています。
	取組対象者4	8 認知症の方や精神障害の方などの場合も、後発医薬品を勧めなければならないのか。	患者の状態や病状等により、後発医薬品を勧めることが適当でない場合は、処方医へ確認の上、必要と認められたものは先発医薬品の調剤を行ってください。
	取組対象者5	9 以前から後発医薬品への変更を断っている生活保護受給者についても、実施するのか。	法改正により原則化となったため取り組みをお願いします。理解を得難い場合は福祉事務所より改めて受給者へ説明を行いますのでご相談ください。

## 神戸市における後発医薬品の使用促進に関するQ & A

	区分	項番	質問	回答
取組全体について	強制か	10	原則として後発医薬品を調剤するということは、どのような理由があっても後発医薬品を使用しなければならないのか。	平成30年10月1日施行の生活保護法では、先発医薬品の処方が可能な場合は以下の3点となりました。 ①後発医薬品の在庫がない場合 ②先発医薬品が後発医薬品よりも低額、もしくは先発医薬品が後発医薬品と同額である場合 ③医師または歯科医師の医学的知見により先発医薬品を使用することができる認められた場合 その他処方医と連絡がとれず、先発医薬品が必要かの確認を行うことができなかった場合は、福祉事務所へ連絡し、先発医薬品の調剤を行うことを確認の上、先発医薬品を処方することができます。
	薬局判断	11	薬局の判断により、先発医薬品を調剤しても良いか。	処方医へ確認の上調剤を行う必要があります。しかし、処方医へ必要性の確認を行うものの連絡がとれず、さらに福祉事務所とも連絡がとれなかった場合については、先発医薬品を調剤することが可能です。ただし、後日福祉事務所へご連絡を行い、次回受診までに処方医へ先発医薬品の必要性について確認をお願いいたします。
	薬価差	12	後発医薬品と先発医薬品で薬価に差がないものについても変更する必要があるか。	本取組は後発医薬品使用による医療費抑制が目的であるため、薬価が変わらない後発医薬品は対象外として差し支えありません。ただし、今後診療報酬の改定に伴い当該後発医薬品の薬価が下がった場合等については、当該後発医薬品を処方できる体制整備に努めるようお願いします。
	在庫	13	生活保護受給者は、後発医薬品に変更することに同意しているが、薬局に後発医薬品の在庫がない場合はどうしたらよいか。	可能な限り在庫を用意するようお願いします。やむを得ない場合は、先発医薬品を調剤して差し支えありません。
	協力	14	指定薬局は、本取組に協力しなければならないのか。	指定医療機関である薬局は、国及び市の指導に従う必要があります。本取組は国及び市からの指導に当たりますので、できる限りご協力いただくようお願いします。
	終期	15	本取組は、いつまで実施するのか。	終了時期は未定です。 改めてお知らせするまでの間は継続して実施するようお願いします。
	周知	16	生活保護受給者に後発医薬品使用の原則化や薬局からの報告について周知されているのか。	福祉事務所は、リーフレットなどを用いて、生活保護受給者に対して本取組についての周知を行っています。

神戸市における後発医薬品の使用促進に関するQ & A

区分	項番	質問	回答
別添3・報告様式「生活保護受給者への先発医薬品への調剤状況」について	報告対象者1	17 報告様式は全ての生活保護受給者について記入する必要があるのか。	報告様式は先発医薬品の処方を行った者が対象です。処方された薬を全て後発医薬品に変更した者は、記入する必要はありません。
	報告対象者2	18 複数の薬を処方されている方で、一部の薬のみ後発医薬品への変更を承諾した場合、報告様式の対象となるのか。	対象となります。変更していない先発医薬品については、変更しない理由を確認のうえ報告様式に記入してください。
	報告対象者3 (市外)	19 市外の生活保護受給者が処方せんを持参した場合も、報告様式で報告する必要があるのか。	市外の生活保護受給者については、報告様式を記入する必要はありません。市外の生活保護受給者が処方せんを持参した場合の取組については、当該自治体に確認してください。
	実施回数	20 調査月以外は記録する必要はあるのか。	調査月に調剤した者のみについて記入・報告してください。医師への疑義照会を行った際は都度調剤録への記録をお願いします。
	記入方法1 (変更不可の薬)	21 医師が後発医薬品の変更を不可とした薬は報告する必要があるのか。	必要ありません。処方医の処方箋より、後発医薬品への変更を不可としていない医薬品のみを記入してください。
	記入方法2 (調剤した先発医薬品名)	22 報告様式の「調剤した先発医薬品名」はどのように記入したらよいか。	処方を行った先発医薬品名をご記入ください。複数の種類がある場合は、並列して記載をお願いします。
	記入方法3 (後発医薬品のある先発医薬品を調剤した事情等)	23 「後発医薬品のある先発医薬品を調剤した事情等」の記載方法について	まず、処方医より受け取った処方箋の内容について記載いただき、調剤を行った先発医薬品名の記載をお願いします。複数ある場合は並列して記載ください。次に、「後発医薬品のある先発医薬品を調剤した事情」より、該当するものに記載し、c, dに該当する場合のみ1~4への記入をお願いします。
	記入方法4 (後発医薬品のある先発医薬品を調剤した事情等)	24 もし、医師が変更不可としていない医薬品のうち、後発医薬品が作られていない先発医薬品が一部含まれていた場合はどのように記入するのか。	後発医薬品が作られていない先発医薬品については、報告の対象外とし、先発医薬品の調剤を行ってください。
記入方法6 (c, dであった場合のみ記入)	26 報告様式の「c, dであった場合のみ記入」はどのように記入したらよいか。	「後発医薬品のある先発医薬品を調剤した事情等」より、cもしくはdを選んだ場合のみ、その主な事情を1~4のうち、一つ選択し、記入してください。	

神戸市における後発医薬品の使用促進に関するQ & A

区分	項番	質問	回答
報告様式について	27	記入方法7 (c, dであった場合のみ記入) 報告様式の「c, dであった場合のみ記入」について、該当する選択肢が複数ある場合はどうすればよいか。	主な事情を一つ選択して記入してください。
	28	記入方法8 (同月内の変化) 同一月に同じ医薬品を調剤したうち、調剤日によって、事情が大きく変わった場合はどうすればよいか。	原則として最終調剤日の状況を記入してください。例) ①〇月11日は先発医薬品を調剤していたが、最終調剤日の〇月25日は全ての薬に対し後発医薬品を調剤した。⇒報告の必要なし。②〇月11日は後発医薬品を全て調剤していたが、25日は先発医薬品を調剤した。⇒25日の状況について報告。
	29	記入方法9 (処方元HP複数) 処方元医療機関が複数あり、いずれの調剤状況も報告すべき対象であった場合はどうすべきか。	処方元医療機関ごとに行を分けて記載してください。
報告様式の提出について	30	用紙 報告様式は市から送付されるのか。	神戸市のホームページからダウンロードできます。
	31	提出先 報告様式は、どこに提出するのか。	神戸市薬剤師会にFAX等にてご提出ください。
	32	提出期限 報告様式の提出期限はいつか。	調査月を①30年5月②11月調剤分の年2回としており、その翌月20日(①6月20日②12月20日)までに神戸市薬剤師会ご提出ください。
	33	本人同意 本人同意なしに、個人情報である報告様式を神戸市薬剤師会に提出しても良いのか。	指定薬局は、生活保護の実施に必要な事柄について、福祉事務所の求めに応じて報告を行う義務があるとされており(指定医療機関医療担当規程第7条 厚生労働省告示)、本人の同意は必要ありません。29年度は神戸市薬剤師会が神戸市の委託を受けてその業務を行います。報告様式も変更し、その内容だけでは個人を特定できないようにしています。
	34	保管 報告様式の写しを薬局において保管する必要があるか。	年度終了後1年間の保管をお願いします。 保管方法は紙のほか、データでも差し支えありません。